

平成 18 年 4 月 27 日

教育研究評議会了承

改正平成 27 年 3 月 20 日

最終改正令和 4 年 3 月 17 日

○埼玉大学における教員活動評価実施要項

1. 趣旨

この要項は、埼玉大学における教員活動評価の基本方針（平成18年4月27日教育研究評議会了承）に基づき、教員活動評価（以下「評価」という。）の実施手順等に関し必要な事項を定める。

2. 評価領域・項目

評価は、教育活動、研究・開発に関する業績・活動、大学運営への貢献、社会への貢献の4つの領域の各評価項目について行う。その際、職務に領域に関する職務を含まない等の正当な理由がある場合、評価は、部局等の目的及び対象者の職務内容に応じて、領域の一部を除外して行うことができる。

3. 評価の尺度

- (1) 評価を行う部局長等は部局あるいは学科等における「教員活動評価実施要領」（以下「実施要領」という。）で定めた評価項目に対して当該分野にふさわしい到達基準を設定する。
- (2) 評価の到達基準は職種、職務の特殊性や専門性を考慮して設定する。
- (3) 評価は設定された各項目の到達基準と照らし合わせて次の3段階で行う。
 3. 活動は極めて優れている
 2. 活動は期待される水準に達している
 1. 活動は不十分で改善を要する
- (4) 各部局等は、項目毎に独自の点数化や各項目の重み付けを行い、その合計によって領域評価を行うことができる。

4. 評価の観点

(1) 教育活動

教員の教育活動は、本学（学部、大学院）の教育目標の達成のためにどれだけ貢献しているかによって評価する。すなわち、授業分担・学生指導の実績、教育の質の確保、教育の質の改善への取り組み、学生による授業評価等を考慮して行う。

「教員活動報告書」の次のデータを用いることができる。

- a. 講義・演習・実験担当科目
- b. 研究指導
- c. その他の教育活動

d. 教育の質の向上に関する取り組み

(2) 研究・開発に関する業績・活動

教員の研究活動は、知的遺産の承継・発展と新しい知識の創造及び技術の開発に関する活動について評価する。すなわち、研究・開発上の成果、研究・開発活動における目標と達成度、研究資金の獲得等を考慮して行う。

「教員活動報告書」の次のデータを用いることができる。

- a. 著書
- b. 研究論文（審査付き）
- c. 研究論文等（紀要等）
- d. 翻訳
- e. 学会での研究発表
- f. 演奏会・作品展示・記録等
- g. 受賞
- h. 特許・実用新案等（申請中を含む）
- i. 研究・開発のための研究費
- j. 研究・開発活動の推進に関する取り組み（特筆すべき研究・開発活動、目標達成に向けた取り組み等）

(3) 大学運営への貢献

教員の大学運営への貢献についての評価は、全学・部局等、学科等における貢献を考慮して行う。

「教員活動報告書」の次のデータを用いることができ。

- a. 役員・委員等（委員長・主査等）
 - ・ 部局長・評議員
 - ・ 全学委員会
 - ・ 学部委員会
 - ・ ワーキンググループメンバー等の活動
 - ・ 室員・センター員等
 - ・ 学科・講座・メジャー・専攻委員
- b. その他の大学運営への貢献

(4) 社会への貢献

教員の社会への貢献についての評価は、国内外、地域社会における貢献を考慮して行う。

「教員活動報告書」の次のデータを用いることができる。

- a. 審議会、委員会等への貢献（設計基準・企画立案等を含む。）
- b. 学会活動（会長・委員長・幹事・委員・会員の区別）
- c. 学術雑誌編集委員長・委員・査読委員会委員長・委員

- d. 展覧会審査委員
- e. 社会における貢献（市民講座、出張講義、NGO、NPO、海外支援活動等）
- f. その他の社会的業績

5. 各部局等における評価実施要領

各部局等は、2. 評価領域・項目、3. 評価の尺度及び4. 評価の観点に基づき実施要領を定める。

6. 評価資料

評価は原則として教員個人が作成した「教員活動報告書」を基にして行う。

7. 評価の実施手順

- (1) 教員は、教育・研究等評価室（以下「評価室」という。）に「教員活動報告書」を提出する。
- (2) 評価室は、部局長等に対して、取りまとめた「教員活動報告書」を提供し、学部等の実施要領により評価を実施するように求める。
- (3) 部局長等は、各教員から提出された「教員活動報告書」に基づいて評価を実施し、各個人に対する所見を作成する。その際、必要に応じて教員から意見を聴取する。
- (4) 部局長等は、評価結果を教員に通知する。
- (5) 教員は、評価について意見があれば、通知日から2週間以内に部局長等に申し立てを行うことができる。
- (6) 教員から申し立てがあったときには、部局長等は申し立ての日から2週間以内に当該教員から意見を聴取して、再度検証した上で評価を行う。その結果を速やかに当該教員に通知する。教員は、さらに不服がある場合は、学長に申し出ることができる。
- (7) 部局長等は、評価の結果を「所見を記入した教員活動評価の結果」、「教員活動評価一覧」及び「部局等における教員活動評価」としてまとめ、評価室へ報告する。
- (8) 評価室は、(7)により部局長等から報告された評価結果を集計・分析し、その結果を学長へ報告する。
- (9) 学長は、大学評価委員会において評価結果を検証するとともに、教育研究評議会での評価結果の審議を経て、本学における教育・研究等の一層の活性化と大学の運営等の改善に役立てるものとする。